

会議結果報告書

令和 7 年 3 月21日

1	会議日時	令和 7 年 2 月21日
2	場 所	議員全員協議会室
3	件 名	第 4 次西予市地域福祉計画の策定について
4	出 席 者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、福祉課長、政策推進課関係職員
5	会議結果	☐ 案のとおり決定する ☐ 一部修正の上、決定する ☐ 継続して検討する ☐ 案を否決する ☒ 報告を了承する
6	会議内容	・重層的支援体制整備とは →社会福祉法で示されている包括的な支援体制のことで、広い分野の機関が関わっていく体制づくりのこと。 ・パブリックコメントの募集の周知はどのようにしたのか。 →市ホームページのほか、地域づくり活動センターにおいても見ていただける体制とした。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

重要計画付議(報告)書

令和 7 年 2 月 1 2 日

部課名(福祉事務所福祉課)

1 件名	第 4 次西予市地域福祉計画の策定について
2 計画の概要	地域福祉計画は、福祉分野別の個別計画にとどまることなく、地域全体の生活課題に対して取り組みや連携の仕方などを定める社会福祉の基本計画として位置づけられており、市の総合計画や保健分野の計画との調整を図るとともに、防災や男女共同参画などの生活関連分野の計画とも連携した総合的な計画となっております。 また、第 4 次計画策定にあわせて西予市社会福祉協議会において、市の地域計画と「理念や仕組み」を共有しながら、住民、民間の立場から地域福祉活動をどのように進めていくかを明らかにし、行政と住民が役割分担しながらともに活動を展開するための「第 2 期西予市地域福祉活動計画」を策定することとなっております。 計画期間は、令和 7 年度から 1 1 年度までの 5 年間の計画とします。
3 関係法令等	社会福祉法
4 関係課	長寿介護課・子育て支援課・健康づくり推進課・人権啓発課・明浜支所地域生活課・野村支所地域生活課・城川支所地域生活課・三瓶支所地域生活課
5 その他	

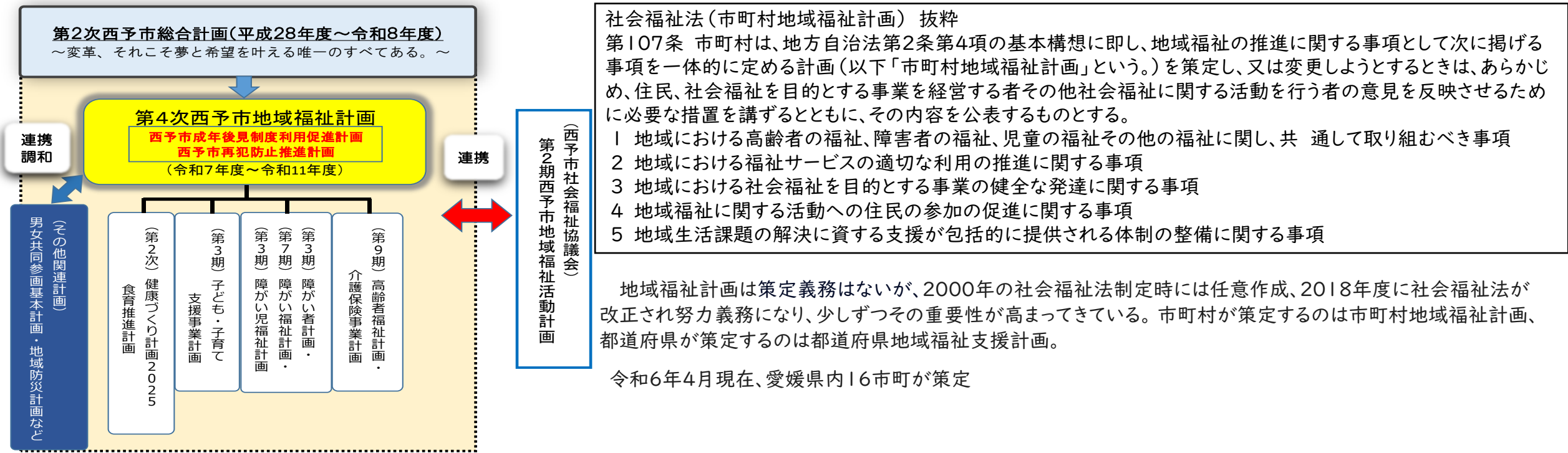
備考：計画書を付議又は報告する場合に使用

第4次西予市地域福祉計画の策定について

福祉事務所福祉課

地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもの。福祉分野の個別計画の中で掲げられた理念・目標を尊重しながら、地域福祉の理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助」の観点から取り組みの方向を定めるものとします。なお、本計画の実施にあたり「西予市総合計画」を最上位計画として、「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」などあらゆる計画との調和を図りながら推進していきます。



○ 策定方針について

現計画策定(令和2年10月)後の社会情勢や地域社会の変化等を踏まえ、今後における本市福祉行政の基本的考え方を明らかにするとともに、第3次計画 に対する評価と課題について十分に検討したうえで重点施策を見直し、内容の充実を図ります。また、住民アンケートなどにより、市民の皆さんの意見を反映させることを目指します。

第4次地域福祉計画は令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。

西予市地域福祉計画庁内検討委員会・アンケート調査

地域福祉施策に関する資料の収集、分析及び地域福祉計画の内容の検討を行う。

西予市地域福祉計画庁内検討委員会 名簿（2024. 5）				
番号	名前	部 課	役職	備考
1	長野 静香	福祉事務所	所 長	委員長
2	竹内 克之	福祉事務所 福祉課	課 長	副委員長
3	細谷 涼子	福祉事務所 福祉課	障がい福祉係長	
4	小玉 浩幸	福祉事務所 長寿介護課	課 長	
5	末光 文治	福祉事務所 長寿介護課	高齢者包括ケア係長	
6	山下 元紀	福祉事務所 長寿介護課	介護保険係長	
7	末盛 桂子	福祉事務所 子育て支援課	課 長	
8	播間 真理子	福祉事務所 子育て支援課	幼児保育係長	
9	佐々木 ちひろ	福祉事務所 子育て支援課	給付支援係長	
10	松本 豊和	生活福祉部 健康づくり推進課	課 長	
11	権田 恭子	生活福祉部 健康づくり推進課	健康推進係長	
12	浅井 裕史	生活福祉部 人権啓発課	課 長	
13	崎本 周作	生活福祉部 人権啓発課	課長補佐	
14	池田 いずみ	明浜支所 地域生活課	支所長	
15	土居 文人	野村支所 地域生活課	支所長	
16	中城 多喜恵	城川支所 地域生活課	支所長	
17	藤井 兼人	三瓶支所 地域生活課	支所長	
18	川崎 久味	西予市地域包括支援センター	センター長	
19	井上 敦人	西予市社会福祉協議会	宇和支所長	

年 月	内 容	
令和6年5月	第1回 地域福祉計画庁内検討委員会	1 委員長及び副委員長の選出 2 地域福祉計画策定方針の検討 3 アンケート調査の検討 4 その他
令和6年6月～9月	「地域福祉アンケート調査」の実施	アンケート集計・分析、 計画素案の作成
令和6年10月	第2回 地域福祉計画庁内検討委員会	1 地域福祉計画素案の検討

《アンケート調査》

調 査 対 象 西予市に居住する18歳以上の市民 2,000人
調査の時期と方法 令和6年6月 郵送による配布・回収
回 収 数 と 回 収 率 有効回答数:896 有効回収率:44.8%
(前回の調査の回収率) (891) (44.6%)

庁内検討委員会後の主な修正点

計画の評価等の記載…第1章(3)第3次計画の振り返りにアンケート結果をもとに記載。
出生数等を記載…第2章(6)出生者の状況を記載。
最新の統計数に修正…第2章 令和5年度の統計が出ているもの(人口・障がい者・扶養手当・生活保護)について修正。
10/22西予市成年後見制度中核機関連絡協議会で協議していただいた西予市成年後見利用促進計画P57～P58について修正

西予市地域福祉計画策定委員会・パブリットコメント

計画に関する事項について調査研究を行い、計画案を策定し、これを市長に提言する。

西予市地域福祉計画策定委員名簿					
No.	構 成	所 属	役職	氏 名	備考
1	学識経験者	西予市議会厚生常任委員会	委員長	中村 一雅	副委員長
2	〃	西予地区保護司会	会 長	水口 秀昭	
3	〃	西予地区更生保護女性会	会 長	久保田 ナリ子	
4	社会福祉関係者	西予市社会福祉協議会	会 長	宗 正弘	
5	〃	西予総合福祉会	理事長	清家 浩之	
6	〃	三瓶福祉会	理事長	藤原 由美	
7	〃	西予市民生児童委員協議会	会 長	正司 弘	
8	〃	西予市身体障害者協会	会 長	二宮 浩次	
9	〃	西予市手をつなぐ育成会	会 長	三瀬 計浩	
10	市民代表	西予市老人クラブ連合会	会 長	和家 康治	
11	〃	西予市連合婦人会	会 長	宇都宮 知江	
12	市職員	西予市	副市長	酒井 信也	委員長
13	〃	西予市福祉事務所	所 長	長野 静香	

年 月	内 容	
令和6年10月	第1回 地域福祉計画策定委員会	1 委員長及び副委員長の選出 2 地域福祉計画策定方針について 3 アンケート集計・分析 及び課題の検討 4 地域福祉計画素案の検討 5 その他
令和6年12月～1月	パブリックコメント	募集期間 令和6年12月6日(金)～ 令和7年1月6日(月) 募集方法 郵送、ファックス、電子メール、 福祉課へ持参 結果 提出人数 1人(意見件数 3件)

策定委員会・パブリットコメント後の主な修正点

福祉計画を知らないという意見が多い。広報の仕方の工夫

→概要版を作成し、広く周知することとしました。

人口など令和6年度最新データにできるものは変更

→13p～14p 人口を令和6年10月1日現在の数値に変更。

優先順位、重点項目等を計画に盛り込むように検討

→30p～32p 各基本目標の中で重点項目を記載。

HP以外のパブリックコメントの工夫

→各社会福祉法人や団体等へ計画(案)と概要版(案)を送付して広くご意見を募集しました。

SDGsとの関連の掲載

→P11～P12に本計画で主に取り組むSDGsの目標を追記、P34からの第6章の基本目標ごとに目標を設定し訂正。

主な変更点について

第4次計画策定にあたっては、第3次計画策定(令和2年10月)以降の国の法令改正等による変更すべき点が少なかったことに加え、市民アンケートの結果も前回の結果と傾向にあまり変化が見られないため、引き続き「みんながささえあいくらして安心が体感できるまちづくり」を基本理念として掲げております。

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の目的
- (2) 地域福祉とは
- (3) 第3次計画の振り返り
- (4) 計画の位置づけ
- (5) 地域福祉推進のための圏域設定の考え方
- (6) SDGsへの取り組み
- (7) 計画の期間

(P5～) 第3次計画の振り返りとして、基本目標ごとに市民アンケートの結果から市民の評価を分析し記載。

指標(アンケートの設問から)	平成30年度	令和6年度
これからも現在のところに住み続けたいと思う人の割合	62.3%	70.3%
地域社会にささえられていると思う人の割合	74.0%	73.0%

「地域社会にささえられていると思う人の割合」は前回同様7割を超え、また、「これからも現在のところに住み続けたいと思う人の割合」が70.3%に増加しております。

市内の機関、団体による多様な活動と地域交流、地域福祉の推進により、市民が今の場所に住み続けたいと思う気持ちが育まれ、地域の住みやすさを感じることでできるささえあいの意識が醸成されています。今後も地域でささえあう力の活性化を図っていく必要があります。

第2章 市の地域福祉を取り巻く現状

- (1) 少子高齢化の進展・人口減少
- (2) 世帯の状況
- (3) 要介護者・要支援者の状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) 児童扶養手当・特別児童扶養手当の状況
- (6) 出生者の状況
- (7) 生活困窮世帯の状況
- (8) 犯罪の状況

(P11～12) SDGsを福祉的側面から推進していくために、SDGsへの取り組みを追加。

SDGs(エス・ディー・ジーズ〈Sustainable Development Goals〉)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016年から2030年までの国際目標です。

SDGsでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、17の国際目標と169のターゲット(指標)から構成されています。

自治体においても地方創生を推進するため、その達成に向けた取り組みが求められています。将来にわたり人々が地域で安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを目指し、暮らしの維持や再生を図ることがSDGsの理念と重なり合うことから、地域福祉計画はSDGsを福祉的側面から推進していきます。

第3章 地域福祉にかかる市民意識とニーズ

- (1) 近所の人との関係が希薄化
- (2) 高齢者、障がい者等で困っている世帯には
- (3) ボランティアの輪を広げるには
- (4) 災害時に住民がささえあう地域づくりについて
- (5) 福祉のまちづくりの推進について
- (6) 自由記述から

本計画においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に沿って、地域の生活課題の解決に向けた福祉のまちづくりを持続的に推進していくこととします。本計画で主に取り組むSDGsの目標は、以下のとおりです。



第4章 地域福祉推進の基本課題

- (1) 地域福祉の意識・しくみづくり
- (2) 地域福祉をささえる人づくり
- (3) 安心して生み育てられるしくみづくり
- (4) 安心してくらするまちづくり
- (5) 福祉サービスの利用促進

第5章 計画の基本的な考え方

- (1) 基本理念
- (2) 計画の基本目標
- (3) 施策の体系

第6章 地域福祉推進の取り組み

基本目標1 ささえあう意識づくり

- (1) 啓発・広報活動の推進
- (2) ふれあい・交流活動の推進
- (3) 福祉学習の推進

基本目標2 つながり・ささえあう地域づくり

- (1) 見守り活動の充実と支援体制づくり
- (2) 住民が主体的に地域課題を解決できる体制づくり
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 公共施設の有効活用・充実
- (5) 各種団体の活動支援

基本目標3 福祉サービスの充実と包括的な支援体制づくり

- (1) だれもがわかりやすい情報発信の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実と質の向上
- (4) 成年後見制度の利用促進(西予市成年後見制度利用促進計画)
- (5) 権利擁護(虐待・DV防止等)の推進
- (6) ケアマネジメントの充実

基本目標4 安心・安全のまちづくり

- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 外出・移動支援の充実
- (3) 防犯活動の推進
- (4) 再犯防止施策の推進(西予市再犯防止推進計画)

(P30～) 計画の基本目標ごとに特に積極的に取り組むべき重点項目を設定し記載。

基本目標1 ささえあう意識づくり

<重点項目>

- (1) 啓発・広報活動の推進 ③地域福祉についての啓発活動の充実
アンケートの設問から、「西予市地域福祉計画」を知っていた人の割合は平成30年度11.7%、令和6年度14.5%と認知度が低いため、まずは「西予市地域福祉計画」の周知に努めます。

(P34～) 第6章の基本目標ごとにSDGsの目標を設定し記載。

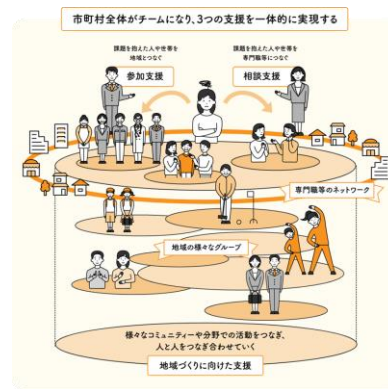
基本目標1 ささえあう意識づくり



(P4、55) 第3次計画策定後、新たに創設された重層的支援体制整備事業について、支援体制整備に向けた取り組みの推進を追加。

・令和2年の社会福祉法改正では、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されました。

※実施を希望する市町村による任意事業



① 重層的支援体制整備に向けた取り組みの推進	実施主体・所管課
■包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう整備に向けた取り組みを進めます。	福祉課 長寿介護課 子育て支援課 社会福祉協議会